

平成30年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年11月1日(木) 13時30分から14時37分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員 (16名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	3番	公文 久郎	5番	森安 正	
委員	1番	三谷 富重	4番	三木 克司	6番 水田 義郎
	7番	上島 陽子	8番	岡田 修一	9番 村田 正博
	10番	宗石 和彦	11番	横山 実男	12番 西岡 久
	13番	堤 昭雄	14番	西村 広幸	15番 小松 和啓
	16番	門脇 節夫			

4. 欠席委員 (3名)

2番 大岸 高晴 17番 山崎 彰 18番 小松 源一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第3号	非農地証明願いについて
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	和田 小百合
農地主幹	公文 正志
農地主事	久保井 祥太
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議	長	開会(13時30分) 皆さん、こんにちは。予定の委員さん、全員出席ですので、ただ今より、平成30年の第11回の農業委員会の会議を進めたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。 先般は耕作放棄地解消事業の一環としてですね、皆さん方に草刈り等の応援をして頂きまして、あと、村田君が草刈りをした後をですね、水を入れて耕運をして頂いています。来年の作付けにですね、準備が間に合うように取り組んで頂いてるというふうに思っています。ちょうど小雨の降る中で皆さん方大変だったかと思いますが、大勢の皆さん方にご出席して頂きまして、無事立派な、農地に復元が出来ましたことを心より御礼を申し上げます。あと、耕作を
---	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

してくれる人がカチッとした人が決まればですね、またこういう事業も取り組んでいくということが必要性が出てくるかと思えますけども、またその時にはですね、よろしくお願いをしたいと思えます。

随分と秋が進んできました、たぶん物部も山の上からですね、紅葉が進んでいると思えます。季節的には非常にいい季節を迎えましたけれども、まず台風の心配もないというふうに思えます。そんな事例がありましてこれからはですね、農業に十分に力を発揮して頂いて出荷作業をお願いをしたいと思えます。

後で議案の訂正等があります。よろしくお願いをしたいと思えますので、これから進めて参りますが、本日の議事録の署名に村田委員さんと宗石委員さんにお願いをしたいと思えますのでよろしくお願いをしたいと思えます。

本日の欠席届はですね、大岸委員、山崎委員、小松源一委員から出てきております。3名の欠席となっておりますのでよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは議案に沿いまして順次、会を進めていきたいと思えますのでよろしくお願いを致します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町美良布字
笹岡ノ南286番1、地目は田、面積は654㎡、譲受人の耕作面積は5,002㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り1,000,000円で総額654,000円です。

2番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町美良布
字沢畑239番1、地目は田、面積は175㎡、外3筆、計4筆で合計1,327㎡、譲受人の耕作面積は1,676㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り1,000,000円で総額1,327,000円です。

3番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町西川字
上ミ久保川乙207番、地目は畑、面積は299㎡、外3筆、計4筆で合計1,683㎡、譲受人の耕作面積は120,212.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で10a当り200,000円で総額336,600円です。

4番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町西川字上ミ久保川乙200
番、地目は田、面積は1,306㎡、外1筆、計2筆で合計2,677㎡、譲受人の耕作面積は120,212.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り200,000円で総額535,400円です。

5番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町西川字上ミ久保川乙211
番、地目は田、面積は1,074㎡、外2筆、計3筆で合計2,145㎡、譲受人の耕作面積は120,212.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り200,000円で総額429,000円です。

6番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町太郎丸字噓テ1140番、
地目は田、面積は1,528㎡、譲受人の耕作面積は24,988.47㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、

資料は6で10a当り589,005円で総額900,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたが、事務局公文君の方からちょっと補足説明がありますのでよろしくお願いします。

事 務 局 補足説明を行います。議案書1ページの2番ですが、譲受人の耕作面積が1,676㎡となっています。今回申請される面積が1,327㎡で合わせて3,003㎡となり、下限面積の基準を満たしております。次に3番ですが、この中の上ミ久保川213番1.360㎡の農地は利用権の設定がされていましたが、後で出てきます。解約の申請が出ております。次に2ページ、議案書2ページの6番、譲受人が■■■■さんの申請になりますが、皆さんご存知の通り、■■■■さんの農地には以前から石が積まれた資材置場となっている農地があり、違反転用の状況となっております。その事を踏まえてこれまでの経緯を説明させて頂きたいと思えます。

まず、平成29年度以前に■■■■さんから3条申請が申請されましたが、違反転用があり、否決された経緯があります。その後、平成29年5月8日の定例会で■■■■さんから4条許可一時転用の申請が提出され、審議がされております。申請については違反転用の解消を図るために農業委員会の指導を踏まえて行われたものです。申請の内容は自己所有地の農地の法面を改修するために必要な資材置場として使用する。期間は平成29年11月1日から平成32年10月31日までの3年間としています。香美市農業委員会としてはすでに解消に向けての作業が行われていることなどから許可とし、県へ意見書を送付しております。それから2ヵ月後の平成29年7月6日の定例会で■■■■の4条申請について県からの見解について委員の皆さんに報告をしております。県からは、一時的な利用の期間は当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間であり、申請案件についてはすでに転用期間が3年を越しており、違反転用が解消されない限り許可はできないとの見解でした。これを踏まえて農業委員会では3年以内に解消が見込めると判断される場合には3条申請について認める方向で進めていくと確認をしております。その翌月平成29年8月3日の定例会では■■■■から申請のあった3条申請については許可が認められております。以上がこれまでの経過となります。補足は以上です。

議 長 はい、有難うございました。補足説明まで終りましたが、ただ今より、議案第1号につきまして質疑を行いたいと思えますので、皆さん方からご質問があればお願いをしたいと思います。

委員 (5番) はい。

議 長 はい、森安さん。

委員 (5番) 調査書の1ページ、これに許可申請書による非農地を除きつて有りますよね。それと他はなくて、最後の■■■■の分にも許可申請書による非農地を除きつて有りますが、この書き方はどういう意味ですか。他の方は経営農地で全て耕作されていることを確認します。

議 長 大体普段そうよね。

事 務 局 すいません。ちょっと説明します。まず、非農地の部分ですけれども、農家台帳に地目、登記地目が畑、田である場合であってもですね、現況が山林、墓地

で非農地になっている部分があります。その部分が申請書の方に出てきておりまして、確認をしてその都度非農地ということになっております。今回問題になっている違反転用のところはここにはちょっと記載がされておられませんので、その説明によりにですね、検討して頂けたらと思います。すいませんが、よろしくお願い致します。

委員 (5番)

特に■■■■の分については、その石を置いちゅう分がそうかなという解釈でしたけど、その1ページ目にもあるもんでどうしたもんかなど。はい、わかりました。

それと経過で一応思い出しましたが、3年間ということでは3年の内にはあれを農地に戻すということ。それが私どもが一応3月の任期ですもんで、次の方に農業委員の方から申し送ることはないと思いますけど、事務局の方で、これでするずるはあの人はやらんと思いますが、もし、3年を越すようなら事務局の方で指摘をするなり、ちゃんとそれはしておいて頂きたいと思って発言せられてもらいますが、やっぱり、違反転用して家を建てたりした例がうちの関係の地区にもあります。4~50年前に建ててもその人は農地を買えんということで、なかなか売る人も早よう売りたいと、けど、買う資格がないということで困ってますもんで、そういうふうなことも踏まえて、ちゃんと指摘をして、申し送りをして頂きたいと思います。ちょっと聞くところによると、そういう方向で3年の目途に本人が農地に戻すように努力をするってことも聞いております。この辺を事務局の方でかちっと、それから目を光らす、目を光らすって言うたら言葉が悪いかもしれませんが、そういう方向でいて頂きたいと思いません。以上です。

議長

ご指摘が有りましたけども、森安さんの言うとおりでと思います。委員の皆さん方はですね任期がありまして、退任される方がおるかとは思いますが、また、新しく出て来られてもですね、申し送りというのは委員同士ではなかなか出来ん場合も有ると思います。特に香北についてはですね、そこのところは十分に申し送りをして頂いたら有り難いと思いますけども、事務局の方もですね、十分目配りして頂いてですね、今後よろしくお願いをしたいと思しますので森安さん有難うございました。

他に何かございせんか。

推進委員
(10番)

すいません。

議長

はい、どうぞ。

推進委員
(10番)

この件についてですけど。

議長

はい。

推進委員
(10番)

その■■■■君のこの件は、事務局も農業委員会も委員さんも、承認をして許可を3年間の間、それはもうオクケーということじゃないですか。それをもうずーっと引っ張って、この人は買う時には違反転用が有りますので。そういう問題をいちいち出てくる度に全部、そういう説明を付けますか。それやったら、最初からもうそういう許可というか、そんながせんがましじゃないですか。したって無益じゃないろうかと思う。私は。

議長

気持ち的には分かります。

推進委員
(10番)

もちろん、その目を光らす、それはやりますけど、それをいちいち全部取り上げてやりよったら、他のくにもここもそういうがをしてくれえとか、もしそ

うというのがなかったも、個人でそんながしてくれえって何か言われたときには全部そういうふうにもっていかなあいかんじゃないですか。妙にそのあたりが許可を出した場合はある程度その期間は見ていくとか、もちろん、そりゃあ、今言うように目を配ってしますけど。妙にそのあたりが、その判断が私にはちょっと、ちょっと理解がいかんところがありますけど。どうでしょうか。

議

長

言わんとするところは十分わかります。ただですね、最初に皆さん方で決めた時に一時転用、再延長、最長3年間という一応一時転用にはそれ以上はいけませんよという決まりが有りますので、一時転用の申請がされたときにそれでは3年間一応認めましょうということで認めた経緯が有ると思います。そこでですね、私も今度又、■■■■君が買われるというふうなことが出てきたんで3年間に次々買うということがあるかないかはわかりませんが、一応取り決めをした3年間ということについてはですね、今からもういかにせよとか、もうこれ以上は延長できんぜよとかいうふうなことは皆さん方から何かご意見があればですね、また審議をせなあいかんと思いますけども、当初に3年間と認めてますので私はその3年間はですね、認めるべきやないろうかというふうな判断をしています。あそこに石を置いた理由がですね、やはり構造改善した時に石が出てきて、あそこへ積んだというふうな経緯も聞いてますので、ただ産業廃棄物をですね、あそこへ置いたとか、残土を持って来て捨てたとか、いうふうなものではないので、一時転用ということで認めてあげるべきじゃあないろうかという判断はしました。そういう思いをしています。皆さん方から他にご意見があればですね、ぜひいろいろと聞かせて頂ければ有り難いと思います。

事務局

事務局から。3条申請の場合にはですね、その許可の要件の中に所有する農地全てを効率よく営農するということがありまして、今回違反転用というところは石を置いて耕作はされて無いと、他の荒らしている農地がある場合と同じ扱いです。通常違反転用じゃなくて耕作されたい農地があったらですね、荒れてるところがあれば農地を買うことができません。それと同じようなところなんですけど。今回、期間3年ということで、その3年が近づいた時にですね、近づいた時に見込みが確実に行われるかっていうところは判断していく必要が有ると思います。事務局ではそういうふう考えております。

議

長

それともう1点、■■■■がですね、あそこの石を使うと、どこかに移動するというふうなことも聞いておりましたので、今回出てきたこの時点までにあの石がどこにも移動されずに、誰にも手をつけずにですね、そのまま置いてきたというふうな形になると今日は協議をせなあいかん必要性があったかと思いません。ただ本人が言われる通り、全部が全部のいてませんけども石掛けを直すのにあの石を利用してですね、移動されて随分減ってきたという経緯もありますので、そのところは3年間の内にですね、一度はすでに移動し、また話を聞きますと今年の冬寒くなってきた時にまた工事をしてあの石を使いたいという意思があるというふう聞いてますので、今回についてはですね、許可をしたら、許可というふうなことで委員さんにご審議頂いてですね、議案にかけたということですのでご報告しときます。

何かご意見が有れば伺います。何か有りませんかね。

他の件でも■■■■に妙に集中しちゅうようなけど他の件でもご質問有りませんか。無ければですね採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異 疑 な し ———

議

長

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての、賛成の方の挙手をお願いします。

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、譲渡人、
、
、申請地は土佐山田町東川ウシキリ谷
224番、地目は田、面積は823㎡、外24筆、計25筆で合計
3,405.82㎡ 転用目的は資材置場及び残土捨場、権利の種類は所有権移転
贈与、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は7、農地区分は農業振興地
域内にある農用地以外の農地であって、新改駅から約500m以内に位置する
ため2種農地であると判断されます。調査員は三木委員です。

2番、貸人、
、
、借人、
、
、申請地は土佐山田町岩次字北徳松185番9、
地目は田、面積は50㎡、転用目的は住宅への進入路、権利の種類は使用貸借
権設定、区域区分はその他、開発行為は必要、資料は8、農地区分は農業振興
地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区
域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。調査員は岡
田委員です。

3番、貸人、
、
、借人、
、
、申請地は土佐山田町字松原2349番7、地目は田、面
積は297㎡、転用目的は、木造平屋建て住宅1棟、権利の種類は使用貸借権
設定、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は9、農地区分は農業振興地
域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区
域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。調査員は西岡
委員です。以上です。

議長 以上説明が終わりましたが、順次調査員より補足説明をお願いします。三木
さん。

委員(4番) はい、それでは資料の7を見て頂きたいと思います。現地はですね、写真で
見てもらうときれいに草も刈っていますけども、昔ながらの山田の段々の小さ
な田の集まりということで、昔は田から田へ移って田んぼも耕作していたと思
いますけども、近年は草は、近くに民家もある関係もあって年に数回は地主
さんがさんが刈っておられるというところがあります。ただ田んぼとしては
乗用トラクターも使えないような田んぼなので畑と見れば、稲とか柚子とかそ
ういうものであれば、まあ田としては見えるんですけど、今回譲渡という
ところで今回さんの方にやってもらったらこれからの管理はしてもらえ
ということだったので、自分としてはそういう事を見込んで判子を押しました。以上です。

事務局 補足を。

議長 すいません、事務局より補足が有ります。

事務局 すいません、今日ですね、追加資料で資料7-4ということで断面図をつけ
てます。イメージとしましたら資料7-2のですね、①。ちょっとこれ写真
からになりますけど、ここへこういうイメージで盛土をしてですね、資材を置
くと左側に河床と有りますが、その石垣は既存の川の石垣で、その少し引い
てですね、土羽をして盛土をするという計画になっております。

あと、資料7-3の下側に小さくて見づらいですが、土地利用計画図を付けております。計画としては、残土とか、石積、パイプ等の資材置場です。あと通路には石を撒いて通りやすくするというので進入口は県道新改線から進入と。雨水については自然浸透にします。あと隣接地の農地がですね、教筆あるんですが、その同意は取れておられます。あとですね、橋を、利用計画図のですね、真ん中よりちょっと右、右の残土置場へ渡るのに橋を架ける予定になっておりますが、その許可は市の管財課の方から出ております。あと水路がですね、青線があるんですけど、ここではちょっと茶色のような色で細長く、通用路のところと真ん中辺にあるところがそうなんですけど、ここもですね、占有許可を取っております。あと資金計画の方は橋の材料費が10万円で自己資金で預金通帳で確認をしております。以上です。

議 長 続きまして岡田委員、すいません2番の説明をお願いします。

委員 (8番) 8-2写真ですね。■■■さんは次男さんなんですけど、このハウスの向こう側に次男さんの分家住宅みたいなものを建てるということで、このハウスの左側に農道が有ります。けど農道が狭いってことで宅地の進入路としては不適合ということを言われたそうなので、そのハウスを寄せて道路を広ろうすることも出来るんですけど、それがめんどいというか、自分くの前が畑でしたので、ハウスの横に田の中に自分専用の進入路を作るところです。両サイドが自分の土地ですので隣接地のあれもないですし、分家住宅みたいなもんでかまんと思いました。

事 務 局 補足を。

議 長 補足説明をすいません。事務局。

事 務 局 ほぼ岡田さんが、説明して頂いた内容なんですけど、こちらが山田堰の土地改良区の受益地のために意見書が提出が有ってあります。あと排水についても同意が有ってあります。あと資金計画については建設費2100万円で自己資金と借入金1500万となっております。以上です。

議 長 3番について西岡さん、すいません。

委員 (12番) はい、資料の9でお願いしたいのですが。■■■さんの息子さんの分家住宅を建設予定だそうです。それで地図を見てもらった方がいいですが、北側につきましては■■■さんの宅地がありまして、西側と南側は■■■さんの所有の土地です。そして東側につきましては地主の方の同意は頂いているようですので。それと水利の権利者に許可も頂いているようですので、別に特に問題はないと思います。以上です。

議 長 はい、以上3名の方から説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思います。皆様方ご質問は有りませんか。

委員 (10番) はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員 (10番) 1番の■■■さんの分ですけど。下の方に家が見えますが、これいっぱい土砂を積んで土石流とかそういう面はないでしょうか。それだけです。

議 長 あと関連ですけれども、やはり谷の下の端には水路になってますのでそこに

流入があつてですね、家も民家がありますよね、その民家に対しての影響というのは出てこないかということには心配されますけども、事務局の方も十分それはですね、調査をしちゅうと思いますので、ちょっと説明。

事務局 一応このですね、お家の方の同意も得ております。そこの持つる農地がここの方で、僕も前に家があるのでここが残土処理になるのはどうかということがありましたので、そこは行政書士の方で確認をしております。

委員 (10 番) はい、わかりました。

議長 この断面図を今日初めて見ましたけども、けっこう高いですね、河床から言うと 8m10 で盛土はおおかた 7m ばあは盛土になってるきね、一番深いところは。そこのところが 1 番つえやすいということになってくると思いますけれども。業者さんは一般の人じゃ有りませんので、建設屋さんですので、それなりのことはして頂けるという判断はしていますが。

そういうことで皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思います。民家の人が地主さんであつて、その人が納得で譲られるということであるので、ある程度は了解をせなあいかなあと思います。たぶん第三者やたらなかなか許可は貰えないのかなあと思いますけどね。はい。

事務局 すいません、ちょっと説明が悪かった。民家の人が隣接農地の同意を取った農地の地主の方です。

議長 まあ、同意は頂いちゃうってことですね。はい。

事務局 そうです。

議長 他に何か、はいはい、どうぞ。依光君。

推進委員 (3 番) ■■■■■ さんて ■■■■■ の社長。

議長 だと思えますけど。

事務局 そうです。

推進委員 (3 番) うちにも資材置き場がある。

議長 今度の目的はたぶん残土場やないろうかと思えます。今建設業者さん、残土場がなかなかのうてですね、ふてるのに、極端な話お金を出してふてる所がありますけど、全部が全部そこへ持っていくと大変やろうし、例えばここもですね、一時仮置場に少しずつ置いちゃうって、もしいっぱいになったら大きな車で処理をしてもらわんといちいちいちいち工事の現場が出てその土を処分してお金を出して行きよたらなかなか時間がかかるんで、たぶんそういうふうにするんじゃないろうかと思えます。

委員 (4 番) あのちなみに出入り口のところに ■■■■■ さんの資材置き場があるがですよ。それに繋げてこういうことになったんです。

議長 いろいろ説明がありました。皆さん方より他の質問があれば受けたいと思いますが、格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

議 長 それでは議案第2号農地法第5条の許可申請につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町上改田字淵ヶ上クホ116番1、地目は田、面積は429㎡、非農地化した理由は、昭和9年に本件申請地の一部と隣地に建物を建築することになったが、進入路がなかったため、申請地を進入路とする目的で昭和60年に故古谷秀實との間で賃貸借契約を締結し、現在に至る。調査員は三木委員で資料は10です。

2番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町宮ノ口字東丸南240番1、地目は畑、面積は925㎡、非農地化した理由は、平成14年4月より、西側の高知工科大の学生のための駐車場として利用し始め、現在に至る。調査員は大岸委員で資料は11です。

3番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町中野字モノコシ丸413番、地目は田、面積は363㎡、非農地化した理由は、現在建築時期不詳の住居が建築されており、高知県の航空写真により、50年以上前より建築されたことが確認できるが、地目の変更がないまま現在に至る。調査員は宮地推進委員で資料は12です。

4番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町神母ノ木字牛ツキ岩222番、地目は畑、面積は115㎡、非農地化した理由は、昭和35年頃に墓地を建設し、現在に至る。調査員は大岸委員で資料は13です。

5番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町久次字古城丸306番1、地目は畑、面積は36㎡、外3筆、計4筆で合計864㎡、非農地化した理由は、父親が昭和36年に納屋と炊事場を建て、その後昭和28年頃に住居を建てた。建物周囲の土地は家の庭として利用し、現在に至る。調査員は三木委員で資料は14です。

6番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町杉田字西ノ前279番2、地目は田、面積は88㎡、外1筆、計2筆で合計164㎡、非農地化した理由は、昭和57年、当時の所有者XXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXの間で申請地を交換。それにより自己所有と考えたXXXXXXXXXXは農地法による手続きや登記名義変更等をせず申請地を宅地転用し現在も使用。調査員は大岸委員で資料は15です。

7番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町吉野字東ノ町234番1、地目は畑、面積は125㎡、非農地化した理由は、昭和58年頃、建物への土石の崩落を防ぐため、畑の土砂を取り除き、庭として利用。それ以外は耕作不便により、耕作放棄。建物の敷地の一部として利用し、現在に至る。調査員は宗石委員で資料は16です。

8番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町猪野々字野久保2560番2、地目は田、面積は366㎡、外2筆、計3筆で合計1,476㎡、非農地化した理由は、耕作不便で低生産のため、昭和44年に植林し、現在に至る。調査員は森安委員で資料は18です。

9番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町猪野々字トビ石2610番、地目は田、面積は274㎡、非農地化した理由は、

耕作不便で低生産のため平成14年に植林し、現在に至る。調査員は森安委員で資料は18です。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたが、すいません、補足説明を1番から順番にですね、三木委員、すいません。

委員(4番) はい、それでは1番から、自分の関係するのは1番と5番になります。続けて構いませんか。

議 長 1番と5番、一緒にやって。

委員(4番) はい、まず、1番ですけども、資料の10-1をご覧ください。現場はちょうど刃物センターって会場になるんですけど。その駐車場ですって、平成9年ですか、そこからずっとやっているということでアスファルトを敷いた駐車場になっております。そして片一方は国分川だし、そして片一方も建設会社の土砂とかそういったものを置いていくところで何の状態もかまんと思しますので判子を押しました。

続きまして5番の方ですけども、資料の14、地図も出てますけれども、これも昭和36年から家を建てて38年頃に住居を建てて生活しておりましたけれども、現在は横浜の方で生活しております。その家は今貸しております。他の方が入っておられますが、ちょうど宅地の一部に家庭菜園としてちょこちょこ野菜を作ってはおりますけれども周りもずっと住宅にも囲まれた場所ですので何らかまんと思えます。

議 長 はい、有難うございます。すいません、2番、それから4番、それからもう1つあったよね、6番、大岸委員ですが、今日欠席してますので、事務局の方より説明をします。

事務局 はい、大岸委員より確認をしておりますのでご報告致します。まずは2番ですが、資料11ですが、写真を見て頂くと分かる通り、工科大学の駐車場として使用されてまして、問題が無いと聞いております。

次に4番、資料は13、こちらは墓地になっております。13-2の①は墓地になってまして、下の②は反対から見たところなんですけど、こちらも墓地の用地として使用するという事で問題が無いと聞いて、隣接の農地も無く、問題無く聞いております。

次は6番、資料が15です。こちらも写真15-②の写真を見て頂いたら分かる通り居住地の敷地として庭として使用されておまして、問題がないと聞いております。周辺の農地の同意も得ております。以上です。

議 長 すいません、3番宮地委員さんすいません。

推進委員(2番) 資料の12-1と2をご覧ください。ここには住宅が建ってますけども、これが50年から60年くらい前の建物だそうで、それを壊してですね、新しく家を建てるということで上がってきてます。それと周辺の3名の方の同意も得られておりますので、別に問題はないと思えます。

議 長 はい、有難うございました。すみません、7番、宗石委員さん。

委員(10番) 国道195、吉野というところですが、南に150から200m入った、2棟あるお家の一部です。この家非常にきれいでちょっとないくらい大きなきれいな家ですって、これを息子さんか誰かわかりませんが、貸すか売るかということで調べていたところ、前が宅地になってないということで是非使っては無い

けど是非したいということでした。南側は3m位の高い土地で柿が2～3本植わってまして、その東側が柚子が5～6本植わっておりましてもう許可は全部貰った方がいいけど、柚子の方の許可は是非いったらいいんじゃないかということで、これがあれば許可はできそうですということです。以上です。

議長 はい、森安さん。すいません。

委員(5番) 資料17-1です。航空写真から見たとおり区別がつかん位もう山になっておりまして、ここはもう問題ないということです。それからもう1つ18-1、■■■■の非農地の願いです。15年位前から、それまでは水稲を作っていましたが、もう便利の悪いところであるということで。今桜を植えちよつたと思いますが、写真撮る時に桜がありゃあせざつたかね。

事務局 桜がありました。

委員(5番) 桜は、自分も桜のことでちよつといろいろ聞いてみましたが、農地へ桜を植えるのはいかんということも聞いておりましたが、この辺、この桜は猪野々に活性化連盟かなんかいうのがあります。これ轟の滝へ行く道の上段ですが、ずっと初田辺から桜を植えておまして、その苗を植えておるようで、桜が大きゅうなつたら見えるかなつて期待しております。これも周囲のその程影響もなしにこの2人の方、問題ないということで返事をしまして承認をしております。以上です。

議長 はい、それでは議案第3号につきましての非農地証明願いです。説明がありました。皆さん方より質問を受けたいと思っておりますが、何かご質問ありませんかね。格段ありませんか。質問ないようですので採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんかね。

———異 疑 な し ———

議長 それでは議案第3号非農地証明願いにつきまして賛成の方の挙手をお願いを致します。

———全 員 挙 手 ———

議長 はい、どうも有難うございました。
続きまして、議案第4号農地法18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第4号農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。
1番、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、■■■■、申請地は香北町西川字上ミ久保川乙213番1、地目は田、面積は368㎡、成立日、解約日は平成30年10月4日、引渡日は平成30年10月13日、解約理由は売買のためです。
以上です。

議長 はい、有難うございました。これ、■■■■さんに売るがの、3条。

事務局 はい、この解約通知については3条申請に出てきました、■■■■さんところの利権があったところの農地になります。

議長 はい、わかりました。この件につきまして、議案第4号につきましてご質問

をあれば受けたいと思いますが、何かございませんかね。

委員 (10 番)

はい。

議 長

はい、どうぞ宗石さん。

委員 (10 番)

4号か。先程の■■■■さんの田んぼを■■■さんがすぐ家の前で庭みたい
に作っております、ここを■■■さんが何か植えるということになったら非常
に目障りというかうっとうしいというかもうほとんど通路しかありませんので
ちよつと困るんじゃないかと思いました。それです。

議 長

写真で言うたらどこになる。

委員 (10 番)

前にちよつと揉めたところですよ。揉めたというか草を刈って。

議 長

資料の添付はないかね。

委員 (5 番)

3-1の206じゃお。

議 長

3-1。

委員 (5 番)

違うかね。

議 長

それは、もうそういう地図か。家があったとかいうのは。

委員 (5 番)

■■■さんの家。

委員 (10 番)

久保川橋のところですよ。

議 長

借人の■■■さんていう人が今作りゆうがよね。家庭菜園を作りゆう形で。家
の前。

委員 (10 番)

家のまん前。

議 長

家の前。

委員 (10 番)

だからその家もそこのお宅の家やったから、それを買ったけど、土地は買っ
てなかったみたいですね。

議 長

そうか、はいはい。

委員 (10 番)

まあ、何か植えるときにまた、許可がいるんじゃないかね。

議 長

植えるときには許可はそりゃあ必要ない、植える時は。

委員 (5 番)

柵じゃき、植えるは一応建前として

議 長

今までそれを、許可を取ったことないろう。植えるものについてのね、許可
は。

委員 (5 番)

ない、農地へ植えてかまんのじゃき、柵。

議 長 まあ、それが杉柅じゃいうとまた別やけんよね、それは、杉柅は植えれんきね。農地じゃき。柅は結局どういう事であって言うたら木になるきいかんと一番最初には言うてきたけれども、あんまり大きうならんということ、あれは実を取ったり、油を取ったりで木としての目的じゃないということですね、皆さん方にご審議頂いてですね、それなら認めるということで進んできちゅうがですよ。仮に■■■■さんがそこへ柅を植えてもですね、植えるについて事前に隣地の人の許可をもらうとかいうことは無いと思います。

委員 (10 番) ないね。

議 長 うん、そういうことです。3条ですので買ったなら農業の関係にしたものを使うということであれば問題は無いと。

委員 (10 番) 柚子も一緒よね。

議 長 そういうことです。そういうことです。

委員 (5 番) 柚子より消毒せんき、まして言う人もおる。

事 務 局 宗石さん、そういうことをご理解いただけますかね。

委員 (10 番) はい。

議 長 すいません。他に何かご質問有りませんか。格段無いようですので、この件につきましては解約通知報告ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号農地法第4条届出報告について説明致します。
1番、申請者、■■■■、■■■■ 外1名、申請地は土佐山田町東本町5丁目10番3、地目は畑、面積は7.08㎡、転用目的はコンビニエンスストアの露天駐車場の一部、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は19で調査員は事務局 公文です。
以上です。

議 長 以上説明が終わりました。報告第5号ですが、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、ここはまあ市街化区域内ですので問題は無いと思いますが、補足説明がありますので、よろしくをお願いします。

事 務 局 資料19—2の写真を見て頂いたら、下の②のところを見るとちょっと市道とですね、一部側溝に入っているように見えるんですけど、これ実際に測量しないとですね、実際どういってるかっていうのはちょっとはっきりわかりません。一応建設課とも協議しましたが、特に市道を計らないとちょっとわからないということで一応切り図に合わせて、合わせたようなかっこうで色をつけてます。この部分はですね、昭和48年に分筆をしてるんですけど、おそらくその市道を広げるのにセットバックしたんではないかってことが推測されるだろうということでしたので報告しておきます。以上です。

議 長 珍しいケースだと思います。皆さん方からご質問があれば、市街化区域内のことであってですね、格段農業に支障が有るという問題はないと思いますけれども皆さんから何かご質問があれば受けたいと思います。
すいません、格段有りませんか。格段無いようですのでこの件につきまして

も報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

議案第6号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局

報告第6号農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町百石町1丁目46番、地目は畑、面積は1,550㎡、転用目的は一般住宅8棟及び進入路、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は必要、資料は20で調査員は事務局公文です。

2番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町字長谷川丸189番5、地目は田、面積は108㎡、転用目的は木造瓦葺き2階建て住宅1棟、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は21で調査員は事務局公文です。

以上です。

議長

はい、以上説明が終わりました。皆さん方より、何かご質問があれば受けたいと思いますが、有りませんか。市街化区域内のことですので、昔のままの地目の名前であったものをですね、今度宅地化したり、駐車場にしたりとかいうふうになろうと思います。何か有りませんか。格段無いようですので、報告第6号農地法第5条届出の報告につきましては報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願い致します。

事務局

諮問第7号、経営基盤強化促進法農用地集積計画について補足説明をします。議案書は10ページになります。

1番は、土佐山田町山田の農地を、土佐山田町百石町の[]さんが借り受けニラを栽培します。再設定で使用貸借権で期間は5年です。

2番は土佐山田町山田の農地を戸板島の[]さんが借り受け生姜および野菜を栽培します。再設定で賃借権、期間は6年です。

先程の2番から7番までについては、再設定で戸板島、岩積、山田の農地を、[]さんが借り受けて生姜を栽培します。全て再設定で賃借権、期間6年となっています。

次に8番、議案書11ページになります。香北町永野の農地を、物部町頓定の[]さんが借り受け柚子を栽培します。新規設定で賃借権で期間は15年となっております。

9番、土佐山田町の農地を、[]の[]さんが借り受け水稲を栽培します。賃借権で期間は5年となっています。

次に10番、香北町西川の農地を、[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。新規設定で使用貸借権で期間は5年です。この借受人の[]さんは住所が[]になっていますが、年の10ヶ月は西川の方にて農業をしているということです。以上です。

議長

すいません。9番に該当する[]君が本日出席しておりますが、退席をして頂きまして9番のみ先に採決をしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

-----[]委員退席-----

議長

すいません、9番の[]君の水稲を作られると、それで再設定ということで出ておりますが、この件につきまして皆さん方から何かご意見があれば受けたいと思いますが、格段無ければ採決に入りたいと思います。

——異 疑 な し——

議 長 ■■■君の9番の案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手——

議 長 はい、原案通り、全員賛成ですので、承認が頂けたものと思います。すいません、■■■君。

——岡田委員着席——

議 長 ■■■君に伝えときます。承認をされましたので、また作って頂きたいと思えます。

委員 (10 番) すいません、それでは1番から全ての案件についてですね、ご質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問有りませんか。

議 長 はい。

委員 (10 番) はい、宗石さん。

議 長 1番最後の■■■さん、この方は■■■ですが、毎年ここ10年位は半年以上ここに住んで仕事をしておりますので、たぶん間違いないと思います。以上です。

はい、はい、どうも、どうも有難うございます。
* 他の件につきまして何か皆さん方でお気付きの点とか何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段有りませんか。格段無いようですので、議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。


——全 員 挙 手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは引き続きですね、恒例の通り、最適化推進委員の意見交換会ということで進めて参りたいと思いますが、5分程度休憩をします。

閉会 (14時37分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心 一 

署 名 人 村田正博 

署 名 人 宗石和彦 